今が旬の情報提供を　～第25回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

（一社）公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

年金信頼できない59％
新成人に対する年金調査で

新年度になり、街ではフレッシュな若者が初々しい格好で歩く姿を見ると、こちらも新鮮な気持ちになりますね。今年、新成人を迎えた若者も少しずつ大人の仲間入りを果たしなじんできた頃でしょうか。今年の新成人は、全国で約125万人。ここ数年では大きな減少もなく推移しているようですが、少子高齢化に変わりはありませんので、将来一生懸命支えていただかなければならない逸材です。

この新成人に対して年金に関する調査がありました。ある調査機関が調べたところ、年金は信頼できないとする意見が59％、信頼できるという意見が41％。まだまだ信頼できないとする割合も多いのですが、14年（平成26年）の調査時の27％と比較してみると、大きく信頼を寄せる意見が増えてきたことがわかります。母数が不明な点を除けば明るい兆しにも受け取れます。

一方で、20歳になって国民年金の手続きをした割合は全体の半数程度という結果があり、20代前半の方の納付率は23・7％、学生納付特例は48・5％、そして滞納率は15・6％だったとしています（厚生労働省2014年国民年金実態調査より）。

まだまだ年金に関する意識は高いとはいえませんが、それでも保険料を納める義務は発生していますので、何らかの手続きをして納めなければなりません。今年度の国民年金保険料は「1万6410円」（令和2年度は1万6540円）です。これをどのように納めるのか、または納められない時の対応について考えていきましょう。

まず、国民年金保険料を前納すると割引があります（平成31年度の保険料）

- 6か月分を現金払いで前納すると800円の割引（9万8460円が9万7660円）
- 1年度分を現金払いで前納すると3500円の割引（19万6920円が19万3420円）
- 2年度分（平成31年4月分から令和3年3月分）を現金払いで前納すると、1万4520円の割引（39万5400円が38万0880円）

次に、口座振替を利用するとさらに割引率が上がります。

- 6か月分を口座振替で前納すると1120円の割引（9万8460円が9万7340円）
- 1年度分を口座振替で前納すると4130円の割引（19万6920円が19万2790円）
- 2年度分（平成31年4月分から令和3年3月分）を口座振替で前納すると、1万5760円の割引（39万5400円が37万9640円）

以上のような割引になります。クレジットカード払いも選択でき、納付額は現金で前納する金額と同じになりますが、大きな金額をやり取りすることでクレジットカードのポイントがつくことを考えると、カードによっては大きな利益に変わることもありそうです。

40万円近い金額を納付することで得られるメリットは前述の通りですが、デメリットは一時的な金額の支出程度で、将来への大きなメリットでしかないことはお分かりいただけるのではないかと思います。

保険料の前納については、学生だけでなく自営業者の方にも該当することですので、合わせてご案内いただける内容です。

66％の学生が納付特例申請
10年以内分なら後納も可能に

反対に、納めないという選択肢はなく、納められないという場合であれば免除申請も可能です。学生であれば「学生納付特例」の申請を行うことで、将来の老齢年金には反映されませんが、万が一の際の障害年金や遺族年金の対象になることも大きなメリットといえます。厚生労働省の調査によると、学生の66％が納付特例の申請を行っているようです。納付特例で注意しなければならないことは、申請については原則年度単位であるということです。最初の年に提出しておけば安心というものではありませんので、この4月、5月の時期は確認が必要です。申請が遅れると、障害などに該当した場合、給付を受けることができなくなってしまいますので注意していきましょう。

学生納付特例には、「後納」制度があり、免除になっていた期間の10年以内のものが後から納める制度が適用されます。あくまで免除や猶予を受けていた方が対象となり、単なる「未納」の場合は2年間の時効の適用となり、その時期が過ぎてしまうと将来の年金がプラスされないことになりますので、その違いを押さえておきましょう。

また、本人が学生のうちはアルバイト収入なども限られていますので、親御さんが代わりに納めるケースも多いでしょう。その場合でも、年末調整時に申告することで税務面でのメリットも享受できます。

今の若者たちは、奇しくもリーマンショックのときは小学校高学年、その後経済が立て直しの社会を少しずつでも垣間見ていたとすれば、未来への希望は大きく持っていた年代とも考えられます。新成人に対してのインタビューで、世界を変える仕事をしたいというコメントを聴くと、今後日本人の気質も変わっていくのではないかという気がします。

戦争はなかったが、多くの災害があった平成が平和な時代だったのか、「令和」という新元号に感じるものが大きくあるのか、これからの100年時代を支える次世代の若者に大きな未来が待っているのかもしれません。

少子高齢化の影響で、年金の支給開始年齢が遅れるのではないかという推測もありますが、まずは自分たちができることを率先して行うことが、将来的には自分自身に返ってくることではないかといえます。

国民年金に関する意識は薄くても保険料を納める義務は発生する

■「保険業界向けセミナー好評開催中！」
・大阪＝5月23日（木）
・東京＝6月13日（木）